

第8期綾部市障害福祉計画及び第4期綾部市障害児福祉計画策定支援業務に関する 公募型プロポーザル 実施要領

1 事業の趣旨・目的

本業務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条及び、児童福祉法第33条の20に基づき令和9年度から令和11年度までを計画期間とする「第8期綾部市障害福祉計画及び第4期綾部市障害児福祉計画」を策定することを目的とする。

2 募集概要

- (1) 業務名 第8期綾部市障害福祉計画及び第4期綾部市障害児福祉計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容 別添1「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 委託上限額 3,575,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 綾部市税・国税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、綾部市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続

- (1) 担当部署及び問合せ先

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市福祉部障害者支援課

電話 0773-42-4318

FAX 0773-42-8953

メールアドレス shogaishashien@city.ayabe.lg.jp

- (2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和8年5月15日（金）～令和8年6月15日（月）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

上記（1）の担当部署で配布するほか、綾部市ホームページ

（https://www.city.ayabe.lg.jp/soshiki/4-2-0-0-0_13.html）からダウンロードできる。

- (3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和8年5月15日（金）～令和8年6月15日（月）

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：（1）に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

5 質疑・回答

- (1) 受付期間：公募開始日～令和8年5月22日（金）午後5時必着

- (2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、4の（1）に提出すること。

- (3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「第8期綾部市障害福祉計画及び第4期綾部市障害児福祉計画策定支援業務委託に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

- (4) 回答日時：令和8年5月26日（火）

- (5) 回答方法：質問への回答は綾部市ホームページに掲示し、個別には回答はしない。

6 応募書類

- (1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1のとおり）

イ 企画提案書

ウ 価格提案書（見積書）

エ 綾部市税の滞納がないことを証明するもの

オ 国税の納税証明

※エ及びオについては、発行日から3か月以内のもの。コピー可

カ 共同企業体で参加の場合

（ア）共同企業体届出書

（イ）共同企業体協定書

（ウ）委任状

（エ）使用印鑑届

キ 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。

（ア）法人登記簿謄本（1部）※発行日から3か月以内のもの。コピー可

（イ）法人定款

ク 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。

（ア）団体の規約

（イ）役員一覧

※留意事項については、「提出書類等一覧及び留意事項」を参考にしてください

（2）企画提案書の記載方法

企画提案仕様書（別添1）のとおり

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報やこれらを類推できるような事項を記載しないこと。

（3）提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書の開示請求があった場合は、綾部市情報公開条例に基づき取扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 評価方法等

（1）評価基準

別添2「評価基準」のとおり

（2）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーションを実施する。

（3）開催日時：令和8年7月6日（月）午後2時開始（予定）

（4）開催場所：綾部市役所 ※詳細については、別途通知する。

（5）評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて

評価する。

(6) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(5)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(7) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目を綾部市ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※(1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

9 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と綾部市との間で、委託内容協議を行い、委託内容、経費等について再度調整を行った上、委託契約を締結する。

(2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、綾部市会計規則第99条第1項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。

10 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。

(3) 応募者が遠方であるなど、やむを得ない理由があるときはZoomによるプレゼンテーション及び

ヒアリングを行う。